十、軍隊内に於ける教育

十一、軍人又は軍属たる者に対する教育

十二、人種、宗教又は性別による差別の撤廃

十三、有害図書、有害な女子芸娼妓の撤廃、

十四、軍隊内における平等の人格権確立

十五、婦人及び少年の人身売買の禁止

十六、一夫一婦制の全般的実施

十七、有害な男子の夜業及び坑内労働の撤廃

十八、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

十九、労働者の政治活動の自由

二十、労働者の生活権の確立

二十一、労働者の教育権の確立

二十二、婦人及び少年の特殊労働の禁止

二十三、婦人及び少年の深夜業の禁止

二十四、婦人及び少年の坑内労働の禁止

二十五、婦人の産前産後の休業

二十六、母性の尊重

二十七、公娼制度の廃止

二十八、労働者の最低賃金制の確立

二十九、労働者の最高労働時間の確立

三十、労働者の退職後の生活保障

三十一、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

三十二、労働者の住宅の改善

三十三、労働者の保健衛生の改善

三十四、労働者の最低賃金制の確立

三十五、労働者の最高労働時間の確立

三十六、労働者の退職後の生活保障

三十七、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

三十八、労働者の住宅の改善

三十九、労働者の保健衛生の改善

四十、労働者の教育権の確立

四十一、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

四十二、労働者の政治活動の自由

四十三、労働者の生活権の確立

四十四、婦人及び少年の深夜業の禁止

四十五、婦人及び少年の坑内労働の禁止

四十六、婦人の産前産後の休業

四十七、公娼制度の廃止

四十八、労働者の最低賃金制の確立

四十九、労働者の最高労働時間の確立

五十、労働者の退職後の生活保障

五十一、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

五十二、労働者の住宅の改善

五十三、労働者の保健衛生の改善

五十四、労働者の教育権の確立

五十五、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

五十六、労働者の政治活動の自由

五十七、労働者の生活権の確立

五十八、婦人及び少年の深夜業の禁止

五十九、婦人及び少年の坑内労働の禁止

六十、婦人の産前産後の休業

六十一、公娼制度の廃止

六十二、労働者の最低賃金制の確立

六十三、労働者の最高労働時間の確立

六十四、労働者の退職後の生活保障

六十五、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

六十六、労働者の住宅の改善

六十七、労働者の保健衛生の改善

六十八、労働者の教育権の確立

六十九、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

七十、労働者の政治活動の自由

七十一、労働者の生活権の確立

七十二、婦人及び少年の深夜業の禁止

七十三、婦人及び少年の坑内労働の禁止

七十四、婦人の産前産後の休業

七十五、公娼制度の廃止

七十六、労働者の最低賃金制の確立

七十七、労働者の最高労働時間の確立

七十八、労働者の退職後の生活保障

七十九、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

八十、労働者の住宅の改善

八十一、労働者の保健衛生の改善

八十二、労働者の教育権の確立

八十三、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

八十四、労働者の政治活動の自由

八十五、労働者の生活権の確立

八十六、婦人及び少年の深夜業の禁止

八十七、婦人及び少年の坑内労働の禁止

八十八、婦人の産前産後の休業

八十九、公娼制度の廃止

九十、労働者の最低賃金制の確立

九十一、労働者の最高労働時間の確立

九十二、労働者の退職後の生活保障

九十三、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

九十四、労働者の住宅の改善

九十五、労働者の保健衛生の改善

九十六、労働者の教育権の確立

九十七、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

九十八、労働者の政治活動の自由

九十九、労働者の生活権の確立

百、婦人及び少年の深夜業の禁止

百一、婦人及び少年の坑内労働の禁止

百二、婦人の産前産後の休業

百三、公娼制度の廃止

百四、労働者の最低賃金制の確立

百五、労働者の最高労働時間の確立

百六、労働者の退職後の生活保障

百七、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

百八、労働者の住宅の改善

百九、労働者の保健衛生の改善

百十、労働者の教育権の確立

百十一、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

百十二、労働者の政治活動の自由

百十三、労働者の生活権の確立

百十四、婦人及び少年の深夜業の禁止

百十五、婦人及び少年の坑内労働の禁止

百十六、婦人の産前産後の休業

百十七、公娼制度の廃止

百十八、労働者の最低賃金制の確立

百十九、労働者の最高労働時間の確立

百二十、労働者の退職後の生活保障

百二十一、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

百二十二、労働者の住宅の改善

百二十三、労働者の保健衛生の改善

百二十四、労働者の教育権の確立

百二十五、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

百二十六、労働者の政治活動の自由

百二十七、労働者の生活権の確立

百二十八、婦人及び少年の深夜業の禁止

百二十九、婦人及び少年の坑内労働の禁止

百三十、婦人の産前産後の休業

百三十一、公娼制度の廃止

百三十二、労働者の最低賃金制の確立

百三十三、労働者の最高労働時間の確立

百三十四、労働者の退職後の生活保障

百三十五、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

百三十六、労働者の住宅の改善

百三十七、労働者の保健衛生の改善

百三十八、労働者の教育権の確立

百三十九、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

百四十、労働者の政治活動の自由

百四十一、労働者の生活権の確立

百四十二、婦人及び少年の深夜業の禁止

百四十三、婦人及び少年の坑内労働の禁止

百四十四、婦人の産前産後の休業

百四十五、公娼制度の廃止

百四十六、労働者の最低賃金制の確立

百四十七、労働者の最高労働時間の確立

百四十八、労働者の退職後の生活保障

百四十九、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

百五十、労働者の住宅の改善

百五十一、労働者の保健衛生の改善

百五十二、労働者の教育権の確立

百五十三、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

百五十四、労働者の政治活動の自由

百五十五、労働者の生活権の確立

百五十六、婦人及び少年の深夜業の禁止

百五十七、婦人及び少年の坑内労働の禁止

百五十八、婦人の産前産後の休業

百五十九、公娼制度の廃止

百六十、労働者の最低賃金制の確立

百六十一、労働者の最高労働時間の確立

百六十二、労働者の退職後の生活保障

百六十三、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

百六十四、労働者の住宅の改善

百六十五、労働者の保健衛生の改善

百六十六、労働者の教育権の確立

百六十七、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

百六十八、労働者の政治活動の自由

百六十九、労働者の生活権の確立

百七十、婦人及び少年の深夜業の禁止

百七十一、婦人及び少年の坑内労働の禁止

百七十二、婦人の産前産後の休業

百七十三、公娼制度の廃止

百七十四、労働者の最低賃金制の確立

百七十五、労働者の最高労働時間の確立

百七十六、労働者の退職後の生活保障

百七十七、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

百七十八、労働者の住宅の改善

百七十九、労働者の保健衛生の改善

百八十、労働者の教育権の確立

百八十一、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

百八十二、労働者の政治活動の自由

百八十三、労働者の生活権の確立

百八十四、婦人及び少年の深夜業の禁止

百八十五、婦人及び少年の坑内労働の禁止

百八十六、婦人の産前産後の休業

百八十七、公娼制度の廃止

百八十八、労働者の最低賃金制の確立

百八十九、労働者の最高労働時間の確立

百九十、労働者の退職後の生活保障

百九十一、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

百九十二、労働者の住宅の改善

百九十三、労働者の保健衛生の改善

百九十四、労働者の教育権の確立

百九十五、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

百九十六、労働者の政治活動の自由

百九十七、労働者の生活権の確立

百九十八、婦人及び少年の深夜業の禁止

百九十九、婦人及び少年の坑内労働の禁止

二百、婦人の産前産後の休業

二百一、公娼制度の廃止

二百二、労働者の最低賃金制の確立

二百三、労働者の最高労働時間の確立

二百四、労働者の退職後の生活保障

二百五、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

二百六、労働者の住宅の改善

二百七、労働者の保健衛生の改善

二百八、労働者の教育権の確立

二百九、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

二百十、労働者の政治活動の自由

二百十一、労働者の生活権の確立

二百十二、婦人及び少年の深夜業の禁止

二百十三、婦人及び少年の坑内労働の禁止

二百十四、婦人の産前産後の休業

二百十五、公娼制度の廃止

二百十六、労働者の最低賃金制の確立

二百十七、労働者の最高労働時間の確立

二百十八、労働者の退職後の生活保障

二百十九、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

二百二十、労働者の住宅の改善

二百二十一、労働者の保健衛生の改善

二百二十二、労働者の教育権の確立

二百二十三、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

二百二十四、労働者の政治活動の自由

二百二十五、労働者の生活権の確立

二百二十六、婦人及び少年の深夜業の禁止

二百二十七、婦人及び少年の坑内労働の禁止

二百二十八、婦人の産前産後の休業

二百二十九、公娼制度の廃止

二百三十、労働者の最低賃金制の確立

二百三十一、労働者の最高労働時間の確立

二百三十二、労働者の退職後の生活保障

二百三十三、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

二百三十四、労働者の住宅の改善

二百三十五、労働者の保健衛生の改善

二百三十六、労働者の教育権の確立

二百三十七、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

二百三十八、労働者の政治活動の自由

二百三十九、労働者の生活権の確立

二百四十、婦人及び少年の深夜業の禁止

二百四十一、婦人及び少年の坑内労働の禁止

二百四十二、婦人の産前産後の休業

二百四十三、公娼制度の廃止

二百四十四、労働者の最低賃金制の確立

二百四十五、労働者の最高労働時間の確立

二百四十六、労働者の退職後の生活保障

二百四十七、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

二百四十八、労働者の住宅の改善

二百四十九、労働者の保健衛生の改善

二百五十、労働者の教育権の確立

二百五十一、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

二百五十二、労働者の政治活動の自由

二百五十三、労働者の生活権の確立

二百五十四、婦人及び少年の深夜業の禁止

二百五十五、婦人及び少年の坑内労働の禁止

二百五十六、婦人の産前産後の休業

二百五十七、公娼制度の廃止

二百五十八、労働者の最低賃金制の確立

二百五十九、労働者の最高労働時間の確立

二百六十、労働者の退職後の生活保障

二百六十一、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

二百六十二、労働者の住宅の改善

二百六十三、労働者の保健衛生の改善

二百六十四、労働者の教育権の確立

二百六十五、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

二百六十六、労働者の政治活動の自由

二百六十七、労働者の生活権の確立

二百六十八、婦人及び少年の深夜業の禁止

二百六十九、婦人及び少年の坑内労働の禁止

二百七十、婦人の産前産後の休業

二百七十一、公娼制度の廃止

二百七十二、労働者の最低賃金制の確立

二百七十三、労働者の最高労働時間の確立

二百七十四、労働者の退職後の生活保障

二百七十五、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

二百七十六、労働者の住宅の改善

二百七十七、労働者の保健衛生の改善

二百七十八、労働者の教育権の確立

二百七十九、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

二百八十、労働者の政治活動の自由

二百八十一、労働者の生活権の確立

二百八十二、婦人及び少年の深夜業の禁止

二百八十三、婦人及び少年の坑内労働の禁止

二百八十四、婦人の産前産後の休業

二百八十五、公娼制度の廃止

二百八十六、労働者の最低賃金制の確立

二百八十七、労働者の最高労働時間の確立

二百八十八、労働者の退職後の生活保障

二百八十九、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

二百九十、労働者の住宅の改善

二百九十一、労働者の保健衛生の改善

二百九十二、労働者の教育権の確立

二百九十三、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

二百九十四、労働者の政治活動の自由

二百九十五、労働者の生活権の確立

二百九十六、婦人及び少年の深夜業の禁止

二百九十七、婦人及び少年の坑内労働の禁止

二百九十八、婦人の産前産後の休業

二百九十九、公娼制度の廃止

三百、労働者の最低賃金制の確立

三百一、労働者の最高労働時間の確立

三百二、労働者の退職後の生活保障

三百三、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

三百四、労働者の住宅の改善

三百五、労働者の保健衛生の改善

三百六、労働者の教育権の確立

三百七、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

三百八、労働者の政治活動の自由

三百九、労働者の生活権の確立

三百十、婦人及び少年の深夜業の禁止

三百十一、婦人及び少年の坑内労働の禁止

三百十二、婦人の産前産後の休業

三百十三、公娼制度の廃止

三百十四、労働者の最低賃金制の確立

三百十五、労働者の最高労働時間の確立

三百十六、労働者の退職後の生活保障

三百十七、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

三百十八、労働者の住宅の改善

三百十九、労働者の保健衛生の改善

三百二十、労働者の教育権の確立

三百二十一、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

三百二十二、労働者の政治活動の自由

三百二十三、労働者の生活権の確立

三百二十四、婦人及び少年の深夜業の禁止

三百二十五、婦人及び少年の坑内労働の禁止

三百二十六、婦人の産前産後の休業

三百二十七、公娼制度の廃止

三百二十八、労働者の最低賃金制の確立

三百二十九、労働者の最高労働時間の確立

三百三十、労働者の退職後の生活保障

三百三十一、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

三百三十二、労働者の住宅の改善

三百三十三、労働者の保健衛生の改善

三百三十四、労働者の教育権の確立

三百三十五、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

三百三十六、労働者の政治活動の自由

三百三十七、労働者の生活権の確立

三百三十八、婦人及び少年の深夜業の禁止

三百三十九、婦人及び少年の坑内労働の禁止

三百四十、婦人の産前産後の休業

三百四十一、公娼制度の廃止

三百四十二、労働者の最低賃金制の確立

三百四十三、労働者の最高労働時間の確立

三百四十四、労働者の退職後の生活保障

三百四十五、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

三百四十六、労働者の住宅の改善

三百四十七、労働者の保健衛生の改善

三百四十八、労働者の教育権の確立

三百四十九、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

三百五十、労働者の政治活動の自由

三百五十一、労働者の生活権の確立

三百五十二、婦人及び少年の深夜業の禁止

三百五十三、婦人及び少年の坑内労働の禁止

三百五十四、婦人の産前産後の休業

三百五十五、公娼制度の廃止

三百五十六、労働者の最低賃金制の確立

三百五十七、労働者の最高労働時間の確立

三百五十八、労働者の退職後の生活保障

三百五十九、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

三百六十、労働者の住宅の改善

三百六十一、労働者の保健衛生の改善

三百六十二、労働者の教育権の確立

三百六十三、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

三百六十四、労働者の政治活動の自由

三百六十五、労働者の生活権の確立

三百六十六、婦人及び少年の深夜業の禁止

三百六十七、婦人及び少年の坑内労働の禁止

三百六十八、婦人の産前産後の休業

三百六十九、公娼制度の廃止

三百七十、労働者の最低賃金制の確立

三百七十一、労働者の最高労働時間の確立

三百七十二、労働者の退職後の生活保障

三百七十三、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

三百七十四、労働者の住宅の改善

三百七十五、労働者の保健衛生の改善

三百七十六、労働者の教育権の確立

三百七十七、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

三百七十八、労働者の政治活動の自由

三百七十九、労働者の生活権の確立

三百八十、婦人及び少年の深夜業の禁止

三百八十一、婦人及び少年の坑内労働の禁止

三百八十二、婦人の産前産後の休業

三百八十三、公娼制度の廃止

三百八十四、労働者の最低賃金制の確立

三百八十五、労働者の最高労働時間の確立

三百八十六、労働者の退職後の生活保障

三百八十七、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

三百八十八、労働者の住宅の改善

三百八十九、労働者の保健衛生の改善

三百九十、労働者の教育権の確立

三百九十一、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

三百九十二、労働者の政治活動の自由

三百九十三、労働者の生活権の確立

三百九十四、婦人及び少年の深夜業の禁止

三百九十五、婦人及び少年の坑内労働の禁止

三百九十六、婦人の産前産後の休業

三百九十七、公娼制度の廃止

三百九十八、労働者の最低賃金制の確立

三百九十九、労働者の最高労働時間の確立

四百、労働者の退職後の生活保障

四百一、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

四百二、労働者の住宅の改善

四百三、労働者の保健衛生の改善

四百四、労働者の教育権の確立

四百五、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

四百六、労働者の政治活動の自由

四百七、労働者の生活権の確立

四百八、婦人及び少年の深夜業の禁止

四百九、婦人及び少年の坑内労働の禁止

四百十、婦人の産前産後の休業

四百十一、公娼制度の廃止

四百十二、労働者の最低賃金制の確立

四百十三、労働者の最高労働時間の確立

四百十四、労働者の退職後の生活保障

四百十五、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

四百十六、労働者の住宅の改善

四百十七、労働者の保健衛生の改善

四百十八、労働者の教育権の確立

四百十九、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

四百二十、労働者の政治活動の自由

四百二十一、労働者の生活権の確立

四百二十二、婦人及び少年の深夜業の禁止

四百二十三、婦人及び少年の坑内労働の禁止

四百二十四、婦人の産前産後の休業

四百二十五、公娼制度の廃止

四百二十六、労働者の最低賃金制の確立

四百二十七、労働者の最高労働時間の確立

四百二十八、労働者の退職後の生活保障

四百二十九、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

四百三十、労働者の住宅の改善

四百三十一、労働者の保健衛生の改善

四百三十二、労働者の教育権の確立

四百三十三、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

四百三十四、労働者の政治活動の自由

四百三十五、労働者の生活権の確立

四百三十六、婦人及び少年の深夜業の禁止

四百三十七、婦人及び少年の坑内労働の禁止

四百三十八、婦人の産前産後の休業

四百三十九、公娼制度の廃止

四百四十、労働者の最低賃金制の確立

四百四十一、労働者の最高労働時間の確立

四百四十二、労働者の退職後の生活保障

四百四十三、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

四百四十四、労働者の住宅の改善

四百四十五、労働者の保健衛生の改善

四百四十六、労働者の教育権の確立

四百四十七、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

四百四十八、労働者の政治活動の自由

四百四十九、労働者の生活権の確立

四百五十、婦人及び少年の深夜業の禁止

四百五十一、婦人及び少年の坑内労働の禁止

四百五十二、婦人の産前産後の休業

四百五十三、公娼制度の廃止

四百五十四、労働者の最低賃金制の確立

四百五十五、労働者の最高労働時間の確立

四百五十六、労働者の退職後の生活保障

四百五十七、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

四百五十八、労働者の住宅の改善

四百五十九、労働者の保健衛生の改善

四百六十、労働者の教育権の確立

四百六十一、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

四百六十二、労働者の政治活動の自由

四百六十三、労働者の生活権の確立

四百六十四、婦人及び少年の深夜業の禁止

四百六十五、婦人及び少年の坑内労働の禁止

四百六十六、婦人の産前産後の休業

四百六十七、公娼制度の廃止

四百六十八、労働者の最低賃金制の確立

四百六十九、労働者の最高労働時間の確立

四百七十、労働者の退職後の生活保障

四百七十一、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

四百七十二、労働者の住宅の改善

四百七十三、労働者の保健衛生の改善

四百七十四、労働者の教育権の確立

四百七十五、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

四百七十六、労働者の政治活動の自由

四百七十七、労働者の生活権の確立

四百七十八、婦人及び少年の深夜業の禁止

四百七十九、婦人及び少年の坑内労働の禁止

四百八十、婦人の産前産後の休業

四百八十一、公娼制度の廃止

四百八十二、労働者の最低賃金制の確立

四百八十三、労働者の最高労働時間の確立

四百八十四、労働者の退職後の生活保障

四百八十五、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

四百八十六、労働者の住宅の改善

四百八十七、労働者の保健衛生の改善

四百八十八、労働者の教育権の確立

四百八十九、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

四百九十、労働者の政治活動の自由

四百九十一、労働者の生活権の確立

四百九十二、婦人及び少年の深夜業の禁止

四百九十三、婦人及び少年の坑内労働の禁止

四百九十四、婦人の産前産後の休業

四百九十五、公娼制度の廃止

四百九十六、労働者の最低賃金制の確立

四百九十七、労働者の最高労働時間の確立

四百九十八、労働者の退職後の生活保障

四百九十九、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

五百、労働者の住宅の改善

五百一、労働者の保健衛生の改善

五百二、労働者の教育権の確立

五百三、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

五百四、労働者の政治活動の自由

五百五、労働者の生活権の確立

五百六、婦人及び少年の深夜業の禁止

五百七、婦人及び少年の坑内労働の禁止

五百八、婦人の産前産後の休業

五百九、公娼制度の廃止

五百十、労働者の最低賃金制の確立

五百十一、労働者の最高労働時間の確立

五百十二、労働者の退職後の生活保障

五百十三、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

五百十四、労働者の住宅の改善

五百十五、労働者の保健衛生の改善

五百十六、労働者の教育権の確立

五百十七、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

五百十八、労働者の政治活動の自由

五百十九、労働者の生活権の確立

五百二十、婦人及び少年の深夜業の禁止

五百二十一、婦人及び少年の坑内労働の禁止

五百二十二、婦人の産前産後の休業

五百二十三、公娼制度の廃止

五百二十四、労働者の最低賃金制の確立

五百二十五、労働者の最高労働時間の確立

五百二十六、労働者の退職後の生活保障

五百二十七、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

五百二十八、労働者の住宅の改善

五百二十九、労働者の保健衛生の改善

五百三十、労働者の教育権の確立

五百三十一、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

五百三十二、労働者の政治活動の自由

五百三十三、労働者の生活権の確立

五百三十四、婦人及び少年の深夜業の禁止

五百三十五、婦人及び少年の坑内労働の禁止

五百三十六、婦人の産前産後の休業

五百三十七、公娼制度の廃止

五百三十八、労働者の最低賃金制の確立

五百三十九、労働者の最高労働時間の確立

五百四十、労働者の退職後の生活保障

五百四十一、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

五百四十二、労働者の住宅の改善

五百四十三、労働者の保健衛生の改善

五百四十四、労働者の教育権の確立

五百四十五、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

五百四十六、労働者の政治活動の自由

五百四十七、労働者の生活権の確立

五百四十八、婦人及び少年の深夜業の禁止

五百四十九、婦人及び少年の坑内労働の禁止

五百五十、婦人の産前産後の休業

五百五十一、公娼制度の廃止

五百五十二、労働者の最低賃金制の確立

五百五十三、労働者の最高労働時間の確立

五百五十四、労働者の退職後の生活保障

五百五十五、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

五百五十六、労働者の住宅の改善

五百五十七、労働者の保健衛生の改善

五百五十八、労働者の教育権の確立

五百五十九、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

五百六十、労働者の政治活動の自由

五百六十一、労働者の生活権の確立

五百六十二、婦人及び少年の深夜業の禁止

五百六十三、婦人及び少年の坑内労働の禁止

五百六十四、婦人の産前産後の休業

五百六十五、公娼制度の廃止

五百六十六、労働者の最低賃金制の確立

五百六十七、労働者の最高労働時間の確立

五百六十八、労働者の退職後の生活保障

五百六十九、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

五百七十、労働者の住宅の改善

五百七十一、労働者の保健衛生の改善

五百七十二、労働者の教育権の確立

五百七十三、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

五百七十四、労働者の政治活動の自由

五百七十五、労働者の生活権の確立

五百七十六、婦人及び少年の深夜業の禁止

五百七十七、婦人及び少年の坑内労働の禁止

五百七十八、婦人の産前産後の休業

五百七十九、公娼制度の廃止

五百八十、労働者の最低賃金制の確立

五百八十一、労働者の最高労働時間の確立

五百八十二、労働者の退職後の生活保障

五百八十三、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

五百八十四、労働者の住宅の改善

五百八十五、労働者の保健衛生の改善

五百八十六、労働者の教育権の確立

五百八十七、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

五百八十八、労働者の政治活動の自由

五百八十九、労働者の生活権の確立

五百九十、婦人及び少年の深夜業の禁止

五百九十一、婦人及び少年の坑内労働の禁止

五百九十二、婦人の産前産後の休業

五百九十三、公娼制度の廃止

五百九十四、労働者の最低賃金制の確立

五百九十五、労働者の最高労働時間の確立

五百九十六、労働者の退職後の生活保障

五百九十七、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

五百九十八、労働者の住宅の改善

五百九十九、労働者の保健衛生の改善

六百、労働者の教育権の確立

六百一、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

六百二、労働者の政治活動の自由

六百三、労働者の生活権の確立

六百四、婦人及び少年の深夜業の禁止

六百五、婦人及び少年の坑内労働の禁止

六百六、婦人の産前産後の休業

六百七、公娼制度の廃止

六百八、労働者の最低賃金制の確立

六百九、労働者の最高労働時間の確立

六百十、労働者の退職後の生活保障

六百十一、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

六百十二、労働者の住宅の改善

六百十三、労働者の保健衛生の改善

六百十四、労働者の教育権の確立

六百十五、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

六百十六、労働者の政治活動の自由

六百十七、労働者の生活権の確立

六百十八、婦人及び少年の深夜業の禁止

六百十九、婦人及び少年の坑内労働の禁止

六百二十、婦人の産前産後の休業

六百二十一、公娼制度の廃止

六百二十二、労働者の最低賃金制の確立

六百二十三、労働者の最高労働時間の確立

六百二十四、労働者の退職後の生活保障

六百二十五、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

六百二十六、労働者の住宅の改善

六百二十七、労働者の保健衛生の改善

六百二十八、労働者の教育権の確立

六百二十九、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

六百三十、労働者の政治活動の自由

六百三十一、労働者の生活権の確立

六百三十二、婦人及び少年の深夜業の禁止

六百三十三、婦人及び少年の坑内労働の禁止

六百三十四、婦人の産前産後の休業

六百三十五、公娼制度の廃止

六百三十六、労働者の最低賃金制の確立

六百三十七、労働者の最高労働時間の確立

六百三十八、労働者の退職後の生活保障

六百三十九、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

六百四十、労働者の住宅の改善

六百四十一、労働者の保健衛生の改善

六百四十二、労働者の教育権の確立

六百四十三、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

六百四十四、労働者の政治活動の自由

六百四十五、労働者の生活権の確立

六百四十六、婦人及び少年の深夜業の禁止

六百四十七、婦人及び少年の坑内労働の禁止

六百四十八、婦人の産前産後の休業

六百四十九、公娼制度の廃止

六百五十、労働者の最低賃金制の確立

六百五十一、労働者の最高労働時間の確立

六百五十二、労働者の退職後の生活保障

六百五十三、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

六百五十四、労働者の住宅の改善

六百五十五、労働者の保健衛生の改善

六百五十六、労働者の教育権の確立

六百五十七、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

六百五十八、労働者の政治活動の自由

六百五十九、労働者の生活権の確立

六百六十、婦人及び少年の深夜業の禁止

六百六十一、婦人及び少年の坑内労働の禁止

六百六十二、婦人の産前産後の休業

六百六十三、公娼制度の廃止

六百六十四、労働者の最低賃金制の確立

六百六十五、労働者の最高労働時間の確立

六百六十六、労働者の退職後の生活保障

六百六十七、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

六百六十八、労働者の住宅の改善

六百六十九、労働者の保健衛生の改善

六百七十、労働者の教育権の確立

六百七十一、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

六百七十二、労働者の政治活動の自由

六百七十三、労働者の生活権の確立

六百七十四、婦人及び少年の深夜業の禁止

六百七十五、婦人及び少年の坑内労働の禁止

六百七十六、婦人の産前産後の休業

六百七十七、公娼制度の廃止

六百七十八、労働者の最低賃金制の確立

六百七十九、労働者の最高労働時間の確立

六百八十、労働者の退職後の生活保障

六百八十一、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

六百八十二、労働者の住宅の改善

六百八十三、労働者の保健衛生の改善

六百八十四、労働者の教育権の確立

六百八十五、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

六百八十六、労働者の政治活動の自由

六百八十七、労働者の生活権の確立

六百八十八、婦人及び少年の深夜業の禁止

六百八十九、婦人及び少年の坑内労働の禁止

六百九十、婦人の産前産後の休業

六百九十一、公娼制度の廃止

六百九十二、労働者の最低賃金制の確立

六百九十三、労働者の最高労働時間の確立

六百九十四、労働者の退職後の生活保障

六百九十五、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

六百九十六、労働者の住宅の改善

六百九十七、労働者の保健衛生の改善

六百九十八、労働者の教育権の確立

六百九十九、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

七百、労働者の政治活動の自由

七百一、労働者の生活権の確立

七百二、婦人及び少年の深夜業の禁止

七百三、婦人及び少年の坑内労働の禁止

七百四、婦人の産前産後の休業

七百五、公娼制度の廃止

七百六、労働者の最低賃金制の確立

七百七、労働者の最高労働時間の確立

七百八、労働者の退職後の生活保障

七百九、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

七百十、労働者の住宅の改善

七百十一、労働者の保健衛生の改善

七百十二、労働者の教育権の確立

七百十三、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

七百十四、労働者の政治活動の自由

七百十五、労働者の生活権の確立

七百十六、婦人及び少年の深夜業の禁止

七百十七、婦人及び少年の坑内労働の禁止

七百十八、婦人の産前産後の休業

七百十九、公娼制度の廃止

七百二十、労働者の最低賃金制の確立

七百二十一、労働者の最高労働時間の確立

七百二十二、労働者の退職後の生活保障

七百二十三、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

七百二十四、労働者の住宅の改善

七百二十五、労働者の保健衛生の改善

七百二十六、労働者の教育権の確立

七百二十七、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

七百二十八、労働者の政治活動の自由

七百二十九、労働者の生活権の確立

七百三十、婦人及び少年の深夜業の禁止

七百三十一、婦人及び少年の坑内労働の禁止

七百三十二、婦人の産前産後の休業

七百三十三、公娼制度の廃止

七百三十四、労働者の最低賃金制の確立

七百三十五、労働者の最高労働時間の確立

七百三十六、労働者の退職後の生活保障

七百三十七、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

七百三十八、労働者の住宅の改善

七百三十九、労働者の保健衛生の改善

七百四十、労働者の教育権の確立

七百四十一、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

七百四十二、労働者の政治活動の自由

七百四十三、労働者の生活権の確立

七百四十四、婦人及び少年の深夜業の禁止

七百四十五、婦人及び少年の坑内労働の禁止

七百四十六、婦人の産前産後の休業

七百四十七、公娼制度の廃止

七百四十八、労働者の最低賃金制の確立

七百四十九、労働者の最高労働時間の確立

七百五十、労働者の退職後の生活保障

七百五十一、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

七百五十二、労働者の住宅の改善

七百五十三、労働者の保健衛生の改善

七百五十四、労働者の教育権の確立

七百五十五、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

七百五十六、労働者の政治活動の自由

七百五十七、労働者の生活権の確立

七百五十八、婦人及び少年の深夜業の禁止

七百五十九、婦人及び少年の坑内労働の禁止

七百六十、婦人の産前産後の休業

七百六十一、公娼制度の廃止

七百六十二、労働者の最低賃金制の確立

七百六十三、労働者の最高労働時間の確立

七百六十四、労働者の退職後の生活保障

七百六十五、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

七百六十六、労働者の住宅の改善

七百六十七、労働者の保健衛生の改善

七百六十八、労働者の教育権の確立

七百六十九、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

七百七十、労働者の政治活動の自由

七百七十一、労働者の生活権の確立

七百七十二、婦人及び少年の深夜業の禁止

七百七十三、婦人及び少年の坑内労働の禁止

七百七十四、婦人の産前産後の休業

七百七十五、公娼制度の廃止

七百七十六、労働者の最低賃金制の確立

七百七十七、労働者の最高労働時間の確立

七百七十八、労働者の退職後の生活保障

七百七十九、労働者の疾病、廃疾、老衰、死亡、失業等に対する保険制度の確立

七百八十、労働者の住宅の改善

七百八十一、労働者の保健衛生の改善

七百八十二、労働者の教育権の確立

七百八十三、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権の確立

七百八十四、労働者の政治活動の自由

七百八十五、労働者の生活権の確立

七百八十六、婦人及び少年の深夜業の禁止

七百八十七、婦人及